

歴史サロン花畑 歴史講座「公文書が語る熊本の歴史」第1回

- 1 演題 近代の公文書にみる熊本城跡の土地利用と城下の近代化
- 2 講師 美濃口 紀子 氏(総務局行政管理部総務課 文化財保護審議員)
- 3 日程 令和6年(2024年)5月28日(火)14:30~16:00
- 4 場所 桜の馬場城彩苑2階 多目的交流室

【講演録】

1. はじめに

明治6年に熊本鎮台が置かれた後、「軍用地」となっていた熊本城も「官有財産」としてこの規則下に置かれる。大正時代に「国有財産法」ができると「国有地」扱いとなるように、陸軍省所轄地の管理運営は、近代を通じて国の関係法令の影響下にあることが公文書から確認できる。つまり近代の熊本城について調べる場合は、一地方の郷土史としてではなく、日本の法律の変遷や、世界的な軍拡・軍縮といった社会背景まで確認する必要がある。

①近代と現代の公文書について「現状変更」から考える

熊本城域は市街地に残る貴重な緑地エリアである。これは近代に軍用地だった熊本城が、戦後は特別史跡熊本城跡として保存されることになり、「現状変更」を厳しく規制する「文化財保護法」によって開発から守られた結果である。現代も特別史跡内では原則、掘削工事やイベントの実施等、全て国への「現状変更許可申請」の手続きが必要とされる。それらの業務経験を経て、全ての申請・変更の記録が「公文書」として着実に後世に残るという実感を持ち、戦前まで軍用地だった熊本城についても、当時の陸軍省の公文書を調べれば土地利用の変遷が追えるのではないかとの着想から、本研究に至る。翻って、「現代の公文書」である特別史跡熊本城跡の「現状変更許可申請」の記録も、将来の人々にとっては大切な記録となる。公文書の保存問題は現在進行形でもある。

②アジア歴史資料センター(JACAR)の利用

公文書は現在、国の関係機関がそれぞれ保管しており、当時軍用地だった熊本城については、防衛省防衛研究所がその多くを所蔵している。従来近代の公文書調査は一般の方々にとっては敷居が高く、どこに何が所蔵されているのかを知るだけでも大変な作業だったが、近年はアジア歴史資料センター(略称:JACAR、通称:アジ歴)のデータベースがインターネットで公開されている。その数は現在約3,300万画像(約220万件)にのぼり、「いつでも、どこでも、だれでも、無料で!」膨大な近代の公文書が閲覧可能となった。本研究ではその「アジ歴」を徹底的に利用して、近代の熊本城の土地管理に関する公文書を抽出・収集する作業を行った。

③城内への建物設置経緯(鎮台、神社、病院等)

現状、文化財として保存されてきたはずの熊本城内に、城とは直接関係ない建物があるのか、疑問に思ったことはないだろうか。「アジ歴」でこれらのキーワードを検索すると、例えば錦山神社(現在の加藤神社)は、明治6年に本丸の平左衛門丸(大小天守と宇土櫓の間の場所)から城外へと移転した公文書や移転費用が支払われた記録がある。砲兵営(現在の城彩苑)や鎮台病院(現在の国立医療センター)については、明治7年に陸軍施設として建物が建設された記録があ

る。このようにひとつひとつキーワード検索をすることによって、近代の熊本城に関する公文書を収集した。

④存城・廃城と六鎮台の設置

熊本城は単なる近世城郭ではなく、様々な時代の遺構を内包した複合遺跡である。例えば東側の千葉城にも、西側の古城にも古墳時代の横穴墓があり、須恵器や馬具などの副葬品も出土している。近世熊本城はそれ以前の様々な遺構を破壊した上に建てられており、それがさらに近代に大きく改変され、終戦までの70年以上陸軍が管理をしていた。歴史は重層的に重なっているものであり、熊本城の歴史においても、特にこの陸軍が管理した近代の研究を抜きにして語ることはできない。また、明治時代に入ると全国の城跡は「廃城」と「存城」とに分類され、特に重要な軍事拠点6カ所には「鎮台」が設置された。名古屋・大阪なども同様に城が軍用地となり、都市は太平洋戦争終結までの70年以上「軍都」として栄え、太平洋戦争で激しい空襲を受けて戦災復興都市に指定され、高度成長を経て現在は政令指定都市となっている。城の将来像等、共通の重なり・蓄積を持つ他都市の都市計画とも比較研究の必要がある。

2. 近代の土地管理

①熊本鎮台の所轄地面積

陸軍省は熊本城跡の土地を「本丸」「二の丸」「宮内町」「千葉城」「古城町」「古京町」「新堀町」などに分け、崖地は区分して管理した。財産として管理するために正確な土地面積が必要で、土地の測量や地図の作成も進められた。

②熊本城の土地貸渡、貸付、準貸付

陸軍省所轄地に関する国への上申は、民間等からの「借地願」に限らず、熊本県からの道路新設・修築等や、熊本市からの「土地所管換・交換」「軍用地移転」等も含んでいる。現在の「現状変更許可申請」手続きのように、その内容は、大規模な土地改変や大江・渡鹿方面への軍用地移転に関するものから、水堀での魚の養殖許可や銃剣道場の開設許可、城内での山崎正董先生への花壇設置許可等まで、ありとあらゆる土地と建物の利用に及ぶ。それら公文書に使用される熊本城内の土地貸付を示す用語に着目すると、熊本城跡の土地「貸渡」は明治13(1880)年頃に始まり、昭和14(1939)年頃までの約60年間に「貸渡」「貸下」「準貸付」と時期毎に変化していることがわかる。

③陸軍省所轄地関係法令・規則、時期区分の試案

公文書の用語の変遷は、当然ながら国の法令、特に近代の陸軍省所轄地に関する法令・規則と連動している。集成した公文書と、関係が深い主な法令・規則と対照させることで、近代における熊本城跡の土地貸付を5つの時期に区分する試案を作成した。Ⅰ期は貸付開始以前、鎮台が設置されて陸軍用地の取得や買上げが中心の時期。Ⅱ期は土地の貸渡が始まって、官有財産の目録が作成された。日清・日露戦争を含むⅢ期になると、土地交換や大規模な土木工事が行われ、鉄道敷設や新道設置の時期となる。「貸下」のⅣ期には軽便鉄道が通り、熊本市の配水池計画なども持ち上がっている。「準貸付」のⅤ期には都市計画による管理換なども行われた。

3. 事例紹介

収集した公文書から5事例を紹介。

①兵器支廠設置と桜橋架橋（配布資料12・13・14）

明治32年、桜橋を初めて架橋し、古城の西側（現在の第一高校側）と東側（現在の城彩苑や合同庁舎跡地側）とを、火除け地・防火の役割も兼ねて分けることを目的として道路が新設される。東側に立ち並んだ赤煉瓦の大きな倉庫（兵器支廠4棟）は、昭和30年代に第一高校・県営プール・合同庁舎の建設のため取り壊された。倉庫は当時国策により陸軍の技師が設計して全国の各師団で建てた建物のひとつで、石川県金沢市で現存する3棟は国指定重要文化財として保存・改修が行われている。「熊本城内は軍用地だったため、城内の建物は空襲で焼失した」という誤解が多いが、アメリカ国立公文書館の空襲後の熊本市街地空中写真からも、焼失を免れたのは明らかである。不確かなイメージではなく、公文書に基づく正しい歴史認識を持たなくてはならない、という一例。

②天守台への配水池計画（配布資料15・16）

大正5年、熊本市市長依田昌兮から陸軍大臣に「熊本城内箱馬場と天守台跡」の「坪数2,635坪」の「借地願」が提出される。天守台への配水池計画である。近代の水道事業は、なるべく高い場所に配水池を設置して、自然流下によって水を供給する仕組みであるため、全国の城郭、なかでも標高が最も高い天守台の石垣に計画されることが多かった。熊本市では箱馬場に「第一配水池」、当時は石垣のみだった大小天守台に「第二配水池」を計画していた。しかし現在の天守閣前広場には当時「師団司令部」の建物（戦後まで残り、女子大や熊本博物館などに利用され、昭和35年天守再建と同時に解体）があり、陸軍側が拒否したために、城内配水池は実現せず立田山山頂に設置された。都市の近代化に伴う主要事業による遺構破壊から熊本城跡を守った側面もあるとも言える。全国で計画が実現した例としては、大坂城の「大手前配水池」が明治28年に竣工し、今も現役で稼働している。

③熊本市電と平坦道路（配布資料17）

磐根橋と新堀橋、現在も陸橋二つが並ぶこの景観は、大正時代に造られたものである。上熊本駅方面と藤崎宮方面を最短でつなぐため、江戸時代は京町と陸続きの「新堀」だった場所に、まず明治時代にトンネルが開けられ軽便鉄道が通った。大正時代にはさらに開削されて平坦道路化され、市電が通り、電停が設置され、その上に陸橋が架けられたのである。磐根橋の北、京町側には明治時代初めに城内から移転した錦山神社（現加藤神社）が鎮座していたが、戦後に磐根橋が旧3号線となって整備されると、再度城内の現在地に再移転した。

④銅像建設と都市計画（配布資料18）

現在の国際交流会館から行幸橋を渡って右手の石垣の上、この場所は銅像の変遷が著しい。当初は市電敷設による辛島ロータリー「征清記念碑」銅像の移転先として計画されるが中止になり、西南戦争50周年記念「谷村計介」銅像が建てられる。その後、戦時の金属供出で台座だけとなり、戦後に「特別史跡熊本城」の四角い石碑が建てられ、現在に至る。歴代の銅像や石碑が熊本の「パブリック・アート」の役割を果たしてきた、シンボリックな空間とも言える。

⑤城内の改変と軍用地移転・拡大など(配布資料19~25)

西南戦争直後から、熊本城内の軍用地は隣接する城下へ面積が拡大していく。山崎練兵場用地の取得に関する動きは、明治10(1877)年の西南戦争で城内・城下を広く焼失した直後、同年4月25日の電報に早くも見られる。そのように熊本城一帯に一極集中していた軍用地は、後に郊外へ移転していくが、何度かの画期があってそれぞれに理由が違う。まずは明治31(1898)年、熊本市は市区改正を準用した事業により、軍用地の一部と大江村民有地との土地交換を進める。この移転条件には、土地交換だけでなく軍の建物も全て移転することや、道路や橋を架けること、その期限まで厳しく設けられていた。当時の辛島市長や大浦県知事は公文書の中で、「到底一市の負担で堪えられる内容ではなく、実施上困難な事だ」と述べている。明治中期の軍備拡大の時代、軍用地拡大という当時の国策実現のために辛島市政の市区改正準用事業が利用され、自治体に過剰な負担を強いた上で市街地縁辺部への軍用地移転が行われたことが公文書の記録からわかる。その後、渡鹿へ移転した「練兵場」「砲兵営」等に挟まれた間隙地を塗りつぶすように、計7万坪の土地が陸軍省に交換・提供され、「騎兵隊」等が移転する。当時の第六師団参謀長である山根武亮の公文書には、陸軍省がさらなる軍用地拡大を目指していた状況が記されている。

西南戦争で激戦地となった段山は、明治半ばには工兵作業場として使用されていた。都市の近代化を背景に、明治43(1910)年、熊本城下での軽便鉄道敷設を目的とした鉄道会社と、陸軍との土地交換が行われる。陸軍省はこれにより帯山に2倍以上の面積(計4,000坪)の軍用地を新たに入手し、第六師団の軍用地は大江・渡鹿よりもさらに東部の広大な敷地へと移転・拡大が進んでいく。一方、藤崎台下の官有地(約1,500坪)を得た大日本軌道株式会社は、翌44(1911)年に「宮内―知足寺町」間を開通させ、かつては熊本城の南西端を区画していた水堀跡に軽便鉄道を走らせた。これが現在、熊本城の一角である宮内付近に民有地が多い理由につながるものである。

なお、公文書の閲覧・調査を通じて、明治期の下水道工事設計図面や、新熊本市史で不明とされていた帯山の地番や地積が記録されていた附図を発見した。「熊本市は空襲や水害で被災し、戦前の記録はほとんど残っていない」と言われるが、公文書は市→県→国と順に上申されるものであるから、市には残ってなくても国や県に残っている公文書は意外に多い。また熊本城が軍用地だったからこそ、国の公文書として膨大な記録が残っているとも言える。

4. おわりに

一般的には戦国から江戸時代の城をイメージされる「熊本城」だが、「100年単位」の視点で熊本城や都市計画の歴史を考えると、近代には地形も改変してしまう大きな変化があった。明治維新から既に150年以上が経過した現在、もはや「近現代史」を抜きにして熊本城の歴史や将来像を語ることはできない。

①公文書から何がわかるか

広大な二大緑地(軍用跡地)の対照的な土地利用状況は、本市の戦災復興都市計画の象徴と言える。渡鹿緑地は戦後復興の受皿となり、戦後から現在に至るまでにその土地所有者や建物用途等は変遷を経たものの、大規模な面積単位で敷地利用・建物整備が行われる特徴は、現代にも継承されている。一方の熊本城跡は緑に囲まれた旧地形が比較的良好に残っているが、それ

でも江戸時代の城域・範囲と比べると形を変えた。本講座では「近代」の公文書からその様子を確認したが、公文書は単なる城跡の土地管理だけでなく、実現しなかった計画等も含めて、熊本市の近代化の歩みや都市計画と密接に関係していたことがわかる。

② 公文書＝1次資料の重要性

誤解されやすいが、熊本城跡は全域が特別史跡や都市公園に指定・決定されているわけではない。特別史跡の面積は、近年の高麗門やJT・NHK跡地等が追加指定されたように拡大する場合もあれば、昭和8年に指定されていたものの白川水害被災を機に改変された段山のように、外され縮小する場合もある。また、現在は、江戸時代の旧城域のうち、近代の陸軍による土地交換等により民有地化した範囲について、あらためて公有地化すべく追加指定や土地取得等により史跡範囲を拡大している最中でもある。その時期ごとの指定範囲は、現在残している公文書によって正しく確認できる。

本講座でも紹介した一般に誤解されやすい事例のように、ほかの誰かがまとめた本や論文等では書いた人間のフィルターがかかるので、基礎となる情報が事実かどうかの確認が必要となる。しかし公文書は、当時リアルタイムで担当省庁の職員が作成した資料であるから、その「ウラ」をとる必要がほとんどない。ダイレクトな1次資料であることが公文書の強みと言える。我々市職員も、都市計画、まちづくり、文化財保護、様々な業務に従事する機会があるが、公文書で確認できる正確な情報・根拠、エビデンス、歴史認識に基づいて、政策の立案を行っていかなくてはならないと考える。

③ 公文書を検索してみよう

「アジア歴史資料センター（JACAR）」「横断検索」から文書の探し方を紹介。

【もっと詳しく!】

◆ 熊本市都市政策研究所2021『熊本都市政策vol.8』「近代の公文書にみる熊本城跡の土地管理と城下の近代化」

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=45656&sub_id=1&flid=322079

◆ 熊本市都市政策研究所2022『熊本都市政策vol.9』「熊本城跡における旧軍用地の転用と緑地及び公園化の動向」

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=52342&sub_id=1&flid=375806